

証券コード 9517

平成27年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本石町三丁目3番14号

イーレックス株式会社

代表取締役社長 渡 邊 博

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------------------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | トラストシティ カンファレンス・京橋
東京都中央区京橋2-1-3 京橋トラストタワー4F
※本年は開催場所が変更となっております。
(末尾の「会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第17期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.erex.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による経済政策や金融緩和策により、円安傾向や株価の回復基調が継続し、企業収益や雇用環境に改善の兆しが見られましたが、輸入品の価格上昇による国内物価の上昇、消費税率の引き上げによる個人消費の低迷等の懸念から、国内景気の本格的な回復には至らず、欧州景気・新興国経済の減速も予測されており、先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループが属する電力業界におきましては、再生可能エネルギーに対する注目度は高まっているものの、太陽光発電に対する固定価格買取制度は、厳しい方向での見直しが想定され、太陽光発電所の建設は減少するものと思われます。一方、経済産業省の総合資源エネルギー調査会における2030年時点の望ましい電源構成「ベストミックス」の議論の中で、当社が推進しているP K S (Palm Kernel Shell) を用いた発電を含むバイオマス発電については、拡大の余地があるとして比率を引き上げる議論もなされております。

このような環境下で、当社グループにおきましては、平成26年7月に設立したイーレックスニューエナジー佐伯株式会社の佐伯発電所の建設工事が平成27年2月に開始し、平成28年11月の商業運転開始に向けて着実なスタートを切っております。平成25年6月に操業を開始したイーレックスニューエナジー株式会社の土佐発電所では観測史上最大雨量となった台風11号の影響がありましたが、通期では安定した操業をすることができました。

また、販売面においては平成27年3月に代理店数が1,000社を超え、順調な顧客数の拡大につながりました。さらに、平成28年4月に予定されている電力全面自由化に向けて、小売販売に注力いたしました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は17,074,484千円（前期比11.5%増）、東京証券取引所マザーズ市場への上場関連費用

41,353千円等の影響により営業利益は1,475,737千円（同4.9%増）、連結子会社であるイーレックスニューエナジー佐伯株式会社のシンジケートローン契約に係るアレンジメントフィー300,000千円等の影響により経常利益は1,132,687千円（同18.6%減）、保険積立金解約益89,290千円を特別利益に計上したこと等により当期純利益は922,909千円（同13.2%増）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、3,085,078千円であり、その主なものは次のとおりであります。

### （i）当事業年度中に完成した主要設備

本社事務所増床工事、仮想サーバ増設、  
電力監視システム設置工事、排出権クレジット

### （ii）当事業年度継続中の主要設備の新設、拡充

イーレックスニューエナジー佐伯株式会社：新バイオマス発電所

### （iii）重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

## ③ 当社グループの資金調達の状況

当社はイーレックスニューエナジー佐伯株式会社の新バイオマス発電所建設に伴う設備資金及び運転資金、並びに増加運転資金に充当するため、公募増資及び第三者割当増資（一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資）並びに太平洋セメント株式会社を引受先とする第三者割当増資により、5,681,440千円を調達いたしました。

また、イーレックスニューエナジー佐伯株式会社にて同発電所の設備資金に充当するため、シンジケートローンにより1,690,000千円を調達いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 17 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年3月期) |
|----------------|-----------------------------------|
| 売上高 (千円)       | 17,074,484                        |
| 経常利益 (千円)      | 1,132,687                         |
| 当期純利益 (千円)     | 922,909                           |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 89.33                             |
| 総資産 (千円)       | 17,984,348                        |
| 純資産 (千円)       | 10,349,765                        |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 732.18                            |

(注1) 当社グループは、第17期より連結計算書類を作成しているため、当連結会計年度のみ記載しております。

(注2) 記載金額は千円未満を、切り捨てて表示しております。

(注3) 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき、円未満を四捨五入して算出しております。

(注4) 当社は、平成26年9月3日付で1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 14 期<br>(平成24年3月期) | 第 15 期<br>(平成25年3月期) | 第 16 期<br>(平成26年3月期) | 第 17 期<br>(当事業年度)<br>(平成27年3月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売上高 (千円)       | 14,099,819           | 12,428,213           | 15,346,313           | 17,116,607                      |
| 経常利益 (千円)      | 1,346,454            | 1,233,683            | 1,247,676            | 1,080,588                       |
| 当期純利益 (千円)     | 766,741              | 747,870              | 709,010              | 884,727                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 92,367.40            | 90.09                | 85.41                | 85.63                           |
| 総資産 (千円)       | 3,971,593            | 4,342,113            | 6,198,341            | 12,354,951                      |
| 純資産 (千円)       | 2,103,028            | 2,774,529            | 3,408,831            | 9,900,290                       |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 253,346.42           | 334.24               | 410.65               | 726.31                          |

(注1) 記載金額は千円未満を、切り捨てて表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき、円未満を四捨五入して算出しております。

(注3) 当社は、平成26年9月3日付で1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容   |
|---------------------|-----------|----------|-----------------|
| イーレックスニューエナジー株式会社   | 10,000千円  | 100.00%  | PKSを使用したバイオマス発電 |
| イーレックスニューエナジー佐伯株式会社 | 804,000千円 | 69.96%   | PKSを使用したバイオマス発電 |

(注1) イーレックスニューエナジー株式会社は、平成24年4月2日に発電事業会社として設立したものであります。

(注2) イーレックスニューエナジー佐伯株式会社は、平成26年7月17日に発電事業会社として設立したものであります。

(注3) 当社の議決権比率は平成27年3月31日現在のものであります。

#### ③ その他重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは以下の事項を主要な課題として認識し、取り組んでまいります。

#### ① 全面自由化への対応

平成28年4月には、電力の小売全面自由化が予定されております。全面自由化に向け、電力業界以外からも資本力のある企業が複数参入を表明しており、競争激化が想定されます。当社は平成27年4月10日に公表したとおり、米国Spark, Energy Inc.との間で日本国内における低圧分野参入に向けてフィージビリティ・スタディを共同で開始いたしました。全面自由化に向けては将来の電力需給バランス、効率的な販売施策、売掛金の未回収リスク、収益性など

を総合的に判断した上で、戦略の立案及び意思決定を行います。

また、機動的な小売販売施策を実施し、営業代理店の拡充を進めております。

## ②自社電源の拡充

継続した収益向上のためには安定した電力が計画通りに出力されることが必要です。当社は連結子会社の発電所（自社電源）により、長期・安定的な電力調達が可能となり、当社の事業基盤を盤石なものにできるものと考えております。

## ③自社電源の安定操業

他の契約先企業から購入する電力に比べ、連結子会社の発電不調は当社グループの収支に大きく影響を及ぼすため、安定操業率を高めるとともに継続することが課題となります。当社連結子会社の発電所においては、計画的な定期修繕を実施するとともに、24時間体制のモニタリングにより安定稼働に努めております。

## ④自社電源で使用する燃料の安定供給

発電所の安定操業には、安定した燃料の調達が必要となります。当社グループで使用する燃料は商社を通じてインドネシアやマレーシアより輸入しております。当社グループは燃料仕入先商社への市場環境ヒアリングや当社自身による現地視察等により、情報の早期収集力を高めてまいります。

## ⑤法令改正への迅速な対応

電気事業法並びに関係法令の改正は、当社のビジネスチャンスである一方、改正内容によっては競争要因の変化ともなります。当社グループでは、経営陣並びに従業員が一丸となり、当社ビジネスの周辺法令の改正について、早期情報収集に努めるとともに、必要に応じ、他の特定規模電気事業者と協力した政策提言も実施いたします。

## ⑥一般社団法人日本卸電力取引所の取引価格の変動への対応

一般社団法人日本卸電力取引所の取引価格の変動は収益の変動要因となります。当社では、取引価格の傾向の確認と、取引価格に

影響を与える事象（原子力発電所の動静、燃料の価格、為替、天候等）の情報を日々収集し、週に1度、取引担当者から役員を含む全社へレポート配信を行うとともに、拡大が予想される取引所を積極的に活用してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

##### ① 電力小売（官公庁向け、民間企業向け）

当社は東北電力株式会社・東京電力株式会社・中部電力株式会社・関西電力株式会社・九州電力株式会社の営業地域において、官公庁や民間企業等の特別高圧・高圧の需要家に対して、一般電気事業者よりも安価な電力の供給（電力小売）を行っております。

連結子会社や民間の発電所から調達した安価な電力及び一般社団法人日本卸電力取引所との間で行う「市場取引」により調達した電力を、一般電気事業者の有する送電網を用いて販売しております。

少人数組織を基本とする当社は、利益率を維持しつつ、民需・小規模需要を取り込むために、代理店制度の導入を図り、代理店網の構築に注力してまいりました。当社の代理店は、オフィスビル、学校関連、体育館、イベントホールに対し、現在の電力契約を切り替えるだけで、電気料金の削減が行える提案を行っております。当社は、代理店に対し、営業活動支援として、電力小売自由化の市場性、営業先、営業方法などについて学んでいただける説明会、勉強会を開催する等の活動をしております。

##### ② 電力市場取引

当社では販売先及び仕入先の一つとして、一般社団法人日本卸電力取引所を活用した電力市場取引を行っております。

当社を含む特定規模電気事業者は一般電気事業者の送電ネットワークを介して電力を供給するにあたり、一般電気事業者の定める託送供給約款等に基づき、30分を1単位とした時間毎に電力の調達量と販売量を一致させる義務（30分同時同量制度）を負っております。

調達量については、仕入先発電所の操業状態により電気出力の変動が発生します。一方、販売量については、時間・曜日・季節・天候・経済情勢等の多種多様な要因により、電気使用量の変動が発生します。

当社は平成13年より事業を開始した特定規模電気事業者としてのノウハウを生かし、これらの変動を予測した上で、調達量が多い場合は一

般社団法人日本卸電力取引所へ販売し、調達量が少ない場合は同取引所からの調達を行い、電力の過不足を最小化する運用を行っております。

### ③ 電源開発

当社グループは、発電設備の企画・設計・施工・建設や発電等の電源開発を主に以下の3つの方法で行っております。

#### (i) 他社発電所に関する生産性向上提案と余剰電力の買取り

当社が、自社発電設備を持つ事業者（工場等）と共同で発電設備の整理・更新を行い、増強あるいはリニューアルをします。事業者の発電設備としての役割を維持すると同時に、当社に電力の供給をしていただきます。運転中の発電設備だけでなく、休止・遊休中の発電設備や土地の有効活用も含めて検討し、事業者保有資産の有効活用を支援しております。

当社が出資する五井コストエナジー株式会社の場合は、既設のボイラー及び発電機のスクラップ・アンド・ビルドを行った上で、当社への電力供給を行っています。

#### (ii) 他社発電所の購入及びリニューアル

当社グループが、自社発電設備を持つ事業者（工場等）より発電設備を購入し、より競争力ある発電設備として再生した上で、当社グループの自社発電所として活用します。

当社連結子会社のイーレックスニューエナジー株式会社の土佐発電所は、他の事業者が石炭を火力として設計・運用した発電設備でしたが、当社が購入しPKSも使用できるように仕様変更を行い、再生可能エネルギー固定価格買取制度の認定発電設備としてリニューアルをしました。

#### (iii) 自社独自の発電所の建設

当社グループが、自社発電所として建設地域等の検討から建設・整備等を一貫して行います。

当社は平成26年7月にイーレックスニューエナジー佐伯株式会社を設立し、平成27年2月より大分県佐伯市にPKSを燃料とするバイオマス発電所の建設工事を開始しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

① 当社

|    |        |
|----|--------|
| 本社 | 東京都中央区 |
|----|--------|

② 子会社

|                     |                          |
|---------------------|--------------------------|
| イーレックスニューエナジー株式会社   | 本社（東京都中央区）、土佐発電所（高知県高知市） |
| イーレックスニューエナジー佐伯株式会社 | 本社（東京都中央区）、佐伯発電所（大分県佐伯市） |

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数（名） | 前事業年度末比増減（名） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） |
|---------|--------------|---------|-----------|
| 51 (6)  | 14 (3)       | 46.5    | 4.1       |

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマー及び派遣社員）は（ ）に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数（名） | 前事業年度末比増減（名） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） |
|---------|--------------|---------|-----------|
| 34 (6)  | 7 (3)        | 41.5    | 5.5       |

（注1）使用人数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマー及び派遣社員）は（ ）に年間の平均人数を外数で記載しております。

（注2）平均年齢、平均勤続年数はそれぞれ表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(8) 企業集団の主要な借入金（平成27年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| シンジケートローン    | 1,690百万円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 1,065    |
| 株式会社高知銀行     | 681      |
| 株式会社りそな銀行    | 357      |
| 株式会社四国銀行     | 342      |
| 日本生命保険相互会社   | 292      |

（注）シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とするその他10行からの協調融資によるものであります。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 36,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 13,631,000株 |
| ③ 株主数      | 3,137名      |
| ④ 大株主      |             |

| 株 主 名                                                | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------|------------|---------|
| 四 条 2 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合                          | 1,700,000株 | 12.47%  |
| IE & Shijo 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合                       | 1,340,000  | 9.83    |
| 阪 和 興 業 株 式 会 社                                      | 1,245,000  | 9.13    |
| Nittan Capital Company Limited                       | 1,181,000  | 8.66    |
| 上 田 八 木 短 資 株 式 会 社                                  | 1,145,000  | 8.39    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行<br>株 式 会 社 ( 信 託 口 )     | 794,000    | 5.82    |
| 太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社                                | 730,000    | 5.35    |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行<br>株 式 会 社 ( 信 託 口 ) | 406,400    | 2.98    |
| 有 限 会 社 ダ ブ リ ユ ウ ・ ア イ ・ テ ィ ・ ビ ル                  | 375,000    | 2.75    |
| 四 条 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合                          | 305,000    | 2.23    |

(注) 1. 自己株式は保有しておりません。

2. 平成26年12月22日を払込期日とする公募増資及び平成27年1月20日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株発行により、発行済み株式総数は4,600,000株増加しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     |                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        |                     | 第 2 回 新 株 予 約 権                                                                                                                                                                                                        |
| 発 行 決 議 日              |                     | 平成26年3月27日                                                                                                                                                                                                             |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 443個                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 443,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                                                                                                                                                    |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない。                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 668,000円<br>(1株当たり 668円)                                                                                                                                                                                    |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 平成28年3月28日から<br>平成36年3月27日まで                                                                                                                                                                                           |
| 行 使 の 条 件              |                     | 権利行使の条件は以下のとおりであります。<br>① 新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役、その他これらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。<br>② 新株予約権の相続人は、新株予約権を行使することができない。<br>③ その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。 |
| 役 員 の<br>保有状況          | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 443個<br>目的となる株式数 443,000株<br>保有者数 3名                                                                                                                                                                           |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名                                                                                                                                                                                   |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名                                                                                                                                                                                   |

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |                   | 第 2 回 新 株 予 約 権                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                   | 平成26年3月27日                                                                                                                                                                                                                                |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                   | 8個                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 8,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない。                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 668,000円<br>(1株当たり 668円)                                                                                                                                                                                                       |
| 権 利 行 使 期 間            |                   | 平成28年3月28日から<br>平成36年3月27日まで                                                                                                                                                                                                              |
| 行 使 の 条 件              |                   | <p>権利行使の条件は以下のとおりであります。</p> <p>① 新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役、その他これらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。</p> <p>② 新株予約権の相続人は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>③ その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。</p> |
| 使用人等への<br>交付状況         | 当 社 使 用 人         | 新株予約権の数 4個<br>目的となる株式数 4,000株<br>交付者数 1名                                                                                                                                                                                                  |
|                        | 子会社の役員及び<br>使 用 人 | 新株予約権の数 4個<br>目的となる株式数 4,000株<br>交付者数 2名                                                                                                                                                                                                  |

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                           |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 渡 邊 博   | イーレックスニューエナジー株式会社<br>代表取締役会長                                                                      |
| 代表取締役副社長  | 本 名 均   | イーレックスニューエナジー株式会社<br>代表取締役社長<br>イーレックスニューエナジー佐伯株式会社<br>代表取締役社長                                    |
| 常 務 取 締 役 | 花 島 克 彦 | イーレックスニューエナジー株式会社 取締役                                                                             |
| 取 締 役     | 上 田 元 彦 | 上田八木短資株式会社 取締役会長<br>上田ハーロー株式会社 取締役<br>上田大阪エンタープライズ株式会社 取締役会長                                      |
| 取 締 役     | 田 村 信   | 株式会社四条 代表取締役社長                                                                                    |
| 常 勤 監 査 役 | 菅 野 明   | —                                                                                                 |
| 監 査 役     | 長 内 透   | 日短キャピタルグループ株式会社<br>取締役業務管理部長<br>日短エフエックス株式会社 監査役<br>日短マネーマーケッツ株式会社 監査役<br>イーレックスニューエナジー佐伯株式会社 監査役 |
| 監 査 役     | 山 田 真   | 上田八木短資株式会社 取締役<br>上田ハーロー株式会社 監査役<br>上田大阪エンタープライズ株式会社 取締役                                          |

（注１）取締役上田元彦氏、田村信氏は、社外取締役であります。

なお、当社は、上田元彦氏、田村信氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（注２）監査役菅野明氏、長内透氏及び山田真氏は、社外監査役であります。なお、当社は、菅野明氏、長内透氏及び山田真氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                  | 員 数       | 報 酬 等 の 額             |
|----------------------|-----------|-----------------------|
| 取<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 5名<br>(2) | 208,750千円<br>(16,900) |
| 監<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 3<br>(3)  | 19,350<br>(19,350)    |
| 合<br>(う ち 社 外 役 員 計) | 8<br>(5)  | 228,100<br>(36,250)   |

(注1) 平成26年1月16日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額400,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額40,000千円以内と決議いただいております。

(注2) 取締役の報酬等の総額には、取締役5名に対し役員賞与引当金繰入額36,650千円、取締役3名に対し役員退職慰勞引当金繰入額34,800千円が含まれております。

(注3) 監査役の報酬等の総額には、監査役3名に対し役員賞与引当金繰入額4,350千円が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

(i) 社外役員の重要な兼職先との関係

社外役員の重要な兼職先と当社の間で、重要な取引はございません。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

イ. 社外取締役 上田 元彦

当事業年度開催の取締役会24回のうち23回（96％）に出席し、必要に応じ、企業経営者としての専門的見地から発言を行っております。

ロ. 社外取締役 田村 信

当事業年度開催の取締役会24回のうち24回（100％）に出席し、必要に応じ、企業経営者としての専門的見地から発言を行っております。

ハ. 社外監査役 菅野 明

当事業年度開催の取締役会24回のうち24回（100％）に出席し、また当事業年度開催の監査役会16回のうち16回（100％）に出席し、必要に応じ、長年の企業経営に関する豊富な知識と経験から発言を行っております。

二. 社外監査役 長内 透

当事業年度開催の取締役会24回のうち23回（96％）に出席し、また当事業年度開催の監査役会16回のうち16回（100％）に出席し、必要に応じ、長年の企業経営に関する豊富な知識と経験から発言を行っております。

ホ. 社外監査役 山田 真

当事業年度開催の取締役会24回のうち24回（100％）に出席し、また当事業年度開催の監査役会16回のうち16回（100％）に出席し、必要に応じ、長年の企業経営に関する豊富な知識と経験から発言を行っております。

(iii) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。

(iv) 社外役員が当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の額

該当事項はございません。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

あらた監査法人

② 報酬等の額

(i) 公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬

26,000千円

(ii) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計

30,769千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(i)の金額は合計額で記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である内部統制等のアドバイザリー業務及びコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役から監査役会に変更しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

### ① 基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題の一つと位置づけ、迅速な意思決定による経営の効率化及び経営の透明性、責任の明確化を図ることを基本的な考え方としております。併せて、当社及びその子会社から成る企業集団の内部統制システムや法令遵守体制の整備、企業情報の適切な開示等も重要課題として認識します。

### ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 当社の取締役及び使用人は、「行動憲章」及び「行動規範」をすべての行動の原点とし、「社員は、絶え間ない挑戦と自らの強みを活かし、企業の発展を促し、社会の生活向上に貢献します。」という経営理念のもと、高い倫理観をもって、すべての法令を遵守するとともに、自らを律し社会的良識をもって社会貢献し、コンプライアンス体制の充実に努めるものとします。

(ii) 当社の取締役及び使用人は、取締役会規程その他関連規程に基づき、法令・定款の遵守に努め、その職務を執行するものとし、監査役及び管理部担当役員がその状況を監査します。

イ. 「監査役会規則」を定め、取締役の職務の執行に関する体制として、監査役は、取締役の業務執行状況を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行います。

ロ. 「内部監査規程」を定め、使用人の職務の執行に関する体制として、管理部担当役員は、法令、定款、その他社内規程に基づく業務の遂行状況を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行います。

(iii) 当社は、「内部通報規程」を定め、社内における不正行為等を早期に発見して、是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努めます。

(iv) 当社は、外部法律事務所と契約することにより、随時法律相談可能な体制を整え、コンプライアンスの確保を図ります。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社の取締役の職務の執行に係る文書その他重要な情報について、「インサイダー情報管理規程」、「情報セキュリティポリシー」、「文書管理規程」を定め、法令並びに社内規程に基づき適切に保存、管理を行う体制を整備します。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(i) 当社の取締役は、常日頃からリスク発生の防止、法令・企業倫理遵守の観点に立ち、意識面の強化、手続の励行に努めるものとします。

(ii) 当社は(i)を確保するため、関連する規程、マニュアルを整備し、諸会議の場で活用します。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、毎月1回定例の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた重要事項の決定及び業務執行状況の報告を行います。また、必要に応じ随時臨時取締役会を開催します。

⑥ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、関係会社が重要事項を行う場合には当社に報告することを、求めるものとします。

(ii) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社の子会社の取締役は、常日頃からリスク発生の防止、法令・企業倫理遵守の観点に立ち、意識面の強化、手続の励行に努めるものとします。

ロ. イ.を確保するため、関連する規程、マニュアルを整備し、諸会議の場で活用します。

- (iii) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の子会社は、その取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、3ヶ月に1回以上の定例の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた重要事項の決定及び業務執行状況報告を行います。また、必要に応じ随時臨時取締役会を開催します。

- (iv) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の子会社の取締役等及び使用人は、当社が定めた「関係会社管理規程」に従い、重要事項の報告義務を有しており、当社は子会社の業務の適正性を確保するための措置を講じております。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、適切な人材を配置することとしております。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する体制及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

当社の代表取締役社長その他の取締役は、監査役による監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制を確保するため、監査役の職務を補助すべき使用人の重要性和有用性を十分に理解するものとし、ます。

- ⑨ 当社及びその子会社の取締役・使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (i) 当社及びその子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実を発見した場合、又は、職務執行に関する不正の行為もしくは法令もしくは定款に違反する重大な事項を発見した場合には、速やかに監査役に報告します。

- (ii) 当社の監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき、随時閲覧できるものとし、必要に応じ取締役及び使用人からの説明を求めます。

(iii) 当社及びその子会社の使用人は、会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実を発見した場合、又は、職務執行に関する不正の行為もしくは法令もしくは定款に違反する重大な事項を発見した場合には、速やかに管理部担当役員に報告します。また、報告を受けた管理部担当役員は、(i)に従い、速やかに監査役に報告します。

- ⑩ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項(i)から(iii)までに規定する報告をした者は、当該報告を理由として、不利な取り扱いを受けないこととします。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求に基づき、当社において速やかに処理することとします。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 監査役は、経営の透明性と監査機能を高めることを目的として、代表取締役社長と定期的に意見交換を行います。

(ii) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行うとともに、必要に応じ会計監査人に報告を求めます。

- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を次のとおりとします。

(i) 財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制委員会」を設置し、内部統制委員会に内部統制システムの構築及び運用を行うために必要な業務を遂行させます。

(ii) 内部統制システムと金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行います。

⑭ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、「行動憲章」、「行動規範」に反社会的勢力の排除に向けた姿勢を規定し、以下のとおり行動します。

(i) 私たちは、反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。

(ii) 当社の役員・社員は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず反社会的勢力に対し経済的利益を含む一切の利益を供与しません。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されることに伴い、平成27年5月15日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の体制は当該改定がなされた後のものです。なお、改定の内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に則した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はございません。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|--------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                   | <b>(負 債 の 部)</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>9,787,308</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>2,591,935</b>  |
| 現金及び預金             | 5,187,066         | 買 掛 金                  | 1,432,433         |
| 売 掛 金              | 1,649,506         | 1年内返済予定の<br>長期借入金      | 488,760           |
| 有 価 証 券            | 2,000,000         | 未 払 金                  | 209,056           |
| 原材料及び貯蔵品           | 189,574           | 未払法人税等                 | 296,547           |
| 繰延税金資産             | 29,182            | 賞与引当金                  | 3,590             |
| 未 収 入 金            | 659,267           | 役員賞与引当金                | 41,930            |
| そ の 他              | 72,711            | そ の 他                  | 119,618           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>8,170,451</b>  | <b>固 定 負 債</b>         | <b>5,042,647</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>6,417,744</b>  | 長 期 借 入 金              | 3,939,880         |
| 建物及び構築物            | 635,535           | 役員退職慰労引当金              | 335,500           |
| 機械装置及び運搬具          | 2,701,355         | 資 産 除 去 債 務            | 754,666           |
| 建 設 仮 勘 定          | 3,058,560         | そ の 他                  | 12,601            |
| そ の 他              | 22,292            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>7,634,583</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>36,851</b>     | <b>(純資産の部)</b>         |                   |
| ソフトウェア             | 20,559            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>9,980,298</b>  |
| そ の 他              | 16,291            | 資 本 金                  | 3,465,720         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,715,856</b>  | 資 本 剰 余 金              | 2,844,203         |
| 投資有価証券             | 442,806           | 利 益 剰 余 金              | 3,670,375         |
| 長期預金               | 1,000,000         | 少 数 株 主 持 分            | 369,466           |
| 繰延税金資産             | 156,500           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>10,349,765</b> |
| 敷金及び保証金            | 75,750            | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>17,984,348</b> |
| そ の 他              | 40,799            |                        |                   |
| <b>繰 延 資 産</b>     | <b>26,588</b>     |                        |                   |
| 株式交付費              | 26,588            |                        |                   |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>17,984,348</b> |                        |                   |

# 連結損益計算書

(平成26年 4 月 1 日から  
平成27年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額      |            |
|-----------------------------|----------|------------|
| 売 上 高                       |          | 17,074,484 |
| 売 上 原 価                     |          | 14,397,602 |
| 売 上 総 利 益                   |          | 2,676,882  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |          | 1,201,144  |
| 営 業 利 益                     |          | 1,475,737  |
| 営 業 外 収 益                   |          |            |
| 受 取 利 息                     | 5,429    |            |
| 受 取 配 当 金                   | 297      |            |
| 受 取 手 数 料                   | 9,442    |            |
| 助 成 金 収 入                   | 7,000    |            |
| そ の 他                       | 1,457    | 23,626     |
| 営 業 外 費 用                   |          |            |
| 支 払 利 息                     | 60,593   |            |
| 支 払 手 数 料                   | 301,000  |            |
| そ の 他                       | 5,084    | 366,677    |
| 経 常 利 益                     |          | 1,132,687  |
| 特 別 利 益                     |          |            |
| 保 険 積 立 金 解 約 益             | 89,290   | 89,290     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |          | 1,221,977  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 533,125  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △123,990 | 409,135    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |          | 812,842    |
| 少 数 株 主 損 失                 |          | △110,066   |
| 当 期 純 利 益                   |          | 922,909    |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成26年 4 月 1 日から）  
（平成27年 3 月31日まで）

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |           |           |             | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計  |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|------------|
|                          | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 株 主 資 本 合 計 |             |            |
| 当連結会計年度期首残高              | 625,000   | —         | 2,822,175 | 3,447,175   | 8,266       | 3,455,442  |
| 当連結会計年度変動額               |           |           |           |             |             |            |
| 新 株 の 発 行                | 2,840,720 | 2,840,720 |           | 5,681,440   |             | 5,681,440  |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減       |           | 16        |           | 16          |             | 16         |
| 連結子会社株式の売却による持分の増減       |           | 1,049     |           | 1,049       |             | 1,049      |
| 連結子会社の増資による持分の増減         |           | 2,417     |           | 2,417       |             | 2,417      |
| 剰 余 金 の 配 当              |           |           | △74,709   | △74,709     |             | △74,709    |
| 当 期 純 利 益                |           |           | 922,909   | 922,909     |             | 922,909    |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |           |           |           |             | 361,200     | 361,200    |
| 当連結会計年度変動額合計             | 2,840,720 | 2,844,203 | 848,200   | 6,533,123   | 361,200     | 6,894,323  |
| 当連結会計年度末残高               | 3,465,720 | 2,844,203 | 3,670,375 | 9,980,298   | 369,466     | 10,349,765 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

イーレックスニューエナジー株式会社

イーレックスニューエナジー佐伯株式会社

当連結会計年度に、イーレックスニューエナジー佐伯株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. たな卸資産

原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物及び構築物   | 15年～47年 |
| 機械装置及び運搬具 | 7年～15年  |
| その他       | 4年～15年  |

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 賞与引当金

従業員に対して賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する部分を計上しております。

ロ. 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

株式交付費

定額法により3年間で償却しております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度よりこれらの会計基準等（ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。）を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であり、営業利益及び経常利益に与える影響はありません。また、当連結会計年度末の資本剰余金に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 普通預金   | 305,016千円 |
| 定期預金   | 120,000千円 |
| 投資有価証券 | 442,806千円 |
| 計      | 867,823千円 |

#### ② 担保に係る債務

|       |             |
|-------|-------------|
| 長期借入金 | 3,113,240千円 |
| 計     | 3,113,240千円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,005,089千円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式  | 8,301株           | 13,622,699株      | －                | 13,631,000株     |
| 合計    | 8,301株           | 13,622,699株      | －                | 13,631,000株     |

(注) 発行済株式数の増加理由は次のとおりであります。

- ① 平成26年7月31日付で第三者割当増資による新株を発行いたしました。これに伴い発行済株式総数は730株増加しております。
- ② 平成26年9月3日付で1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。これに伴い発行済株式総数は9,021,969株増加しております。
- ③ 平成26年12月22日付で公募増資による新株を発行いたしました。これに伴い発行済株式総数は4,000,000株増加しております。
- ④ 平成27年1月20日付でオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による新株を発行いたしました。これに伴い発行済株式総数は600,000株増加しております。

##### (2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

##### (3) 配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の<br>総額 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日            | 効力<br>発効日      |
|----------------------|-------|------------|--------------|----------------|----------------|
| 平成26年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 74,709千円   | 9,000円       | 平成26年<br>3月31日 | 平成26年<br>6月30日 |

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の<br>総額 | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日            | 効力<br>発生日      |
|----------------------|-------|------------|-------|--------------|----------------|----------------|
| 平成27年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 272,620千円  | 利益剰余金 | 20.00円       | 平成27年<br>3月31日 | 平成27年<br>6月29日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、安全性の高い金融資産による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、短期の支払期日であります。

借入金は、主に当社及び当社子会社の設備投資計画に照らして、必要な資金の調達を目的としたものであり、最終の償還日は決算日後、12年であります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、管理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握しております。

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日(連結会計年度の決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

|                             | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価         | 差 額      |
|-----------------------------|----------------|-------------|----------|
| イ. 現金及び預金                   | 5,187,066      | 5,187,066   | —        |
| ロ. 売掛金                      | 1,649,506      | 1,649,506   | —        |
| ハ. 有価証券                     | 2,000,000      | 2,000,000   | —        |
| ニ. 投資有価証券<br>満期保有目的の債券      | 442,806        | 475,160     | 32,353   |
| ホ. 長期預金                     | 1,000,000      | 1,000,985   | 985      |
| ヘ. 買掛金                      | (1,432,433)    | (1,432,433) | —        |
| ト. 長期借入金(一年内返済<br>予定のものを含む) | (4,428,640)    | (4,473,054) | (44,414) |

(注1) 負債に計上されているものについては、( )で表示しております。

(注2) 金融商品の時価の算定方法

イ. 現金及び預金、ロ. 売掛金、ヘ. 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ハ. 有価証券

預金と同様の性格を有する譲渡性預金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ニ. 投資有価証券

満期保有目的の債券の時価については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

ホ. 長期預金

元利金の合計額を同様の新規預金に預け入れた場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

ト. 長期借入金(一年内返済予定のものを含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 732円18銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 89円33銭  |

(注) 当社は、平成26年9月3日付で1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 8. その他の注記

連結計算書類の記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目               | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>     |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>7,761,454</b>  | <b>流動負債</b>       | <b>2,010,724</b>  |
| 現金及び預金          | 3,383,347         | 買掛金               | 1,492,124         |
| 売掛金             | 1,654,310         | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 192,000           |
| 有価証券            | 2,000,000         | 未払金               | 140,599           |
| 繰延税金資産          | 13,596            | 未払法人税等            | 127,210           |
| 未収還付消費税         | 9,128             | 預り金               | 17,245            |
| 未収入金            | 659,267           | 役員賞与引当金           | 41,000            |
| その他             | 41,803            | その他               | 544               |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,571,338</b>  | <b>固定負債</b>       | <b>443,936</b>    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>33,104</b>     | 長期借入金             | 100,000           |
| 建物              | 22,374            | 資産除去債務            | 7,492             |
| 機械及び装置          | 2,056             | 役員退職慰労引当金         | 335,500           |
| 工具、器具及び備品       | 8,673             | その他               | 943               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>36,767</b>     | <b>負債合計</b>       | <b>2,454,661</b>  |
| ソフトウェア          | 20,475            | <b>(純資産の部)</b>    |                   |
| 電話加入権           | 3,991             | <b>株主資本</b>       | <b>9,900,290</b>  |
| 排出クレジット         | 12,300            | <b>資本金</b>        | <b>3,465,720</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,501,466</b>  | <b>資本剰余金</b>      | <b>2,840,720</b>  |
| 投資有価証券          | 442,806           | 資本準備金             | 2,840,720         |
| 長期預金            | 1,000,000         | <b>利益剰余金</b>      | <b>3,593,850</b>  |
| 関係会社株式          | 1,141,750         | 利益準備金             | 22,578            |
| 出資金             | 23,061            | その他利益剰余金          | 3,571,271         |
| 関係会社長期貸付金       | 1,700,000         | 繰越利益剰余金           | 3,571,271         |
| 繰延税金資産          | 103,532           | <b>純資産合計</b>      | <b>9,900,290</b>  |
| 敷金及び保証金         | 75,680            | <b>負債純資産合計</b>    | <b>12,354,951</b> |
| その他             | 14,637            |                   |                   |
| <b>繰延資産</b>     | <b>22,158</b>     |                   |                   |
| 株式交付費           | 22,158            |                   |                   |
| <b>資産合計</b>     | <b>12,354,951</b> |                   |                   |

# 損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から  
平成27年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売 上 高           |         | 17,116,607 |
| 売 上 原 価         |         | 15,035,311 |
| 売 上 総 利 益       |         | 2,081,296  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,059,788  |
| 営 業 利 益         |         | 1,021,507  |
| 営 業 外 収 益       |         |            |
| 受 取 利 息         | 39,494  |            |
| 受 取 配 当 金       | 297     |            |
| 受 取 手 数 料       | 9,442   |            |
| 業 務 受 託 収 入     | 36,660  |            |
| そ の 他           | 834     | 86,728     |
| 営 業 外 費 用       |         |            |
| 支 払 利 息         | 3,961   |            |
| 業 務 受 託 費 用     | 20,643  |            |
| 株 式 交 付 費 償 却   | 3,043   | 27,648     |
| 経 常 利 益         |         | 1,080,588  |
| 特 別 利 益         |         |            |
| 保 険 積 立 金 解 約 益 | 74,927  | 74,927     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |         | 1,155,515  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 366,215 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額   | △95,427 | 270,788    |
| 当 期 純 利 益       |         | 884,727    |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|           | 株 主 資 本   |           |              |           |               |              |             |            |
|-----------|-----------|-----------|--------------|-----------|---------------|--------------|-------------|------------|
|           | 資 本 金     | 資 本 剩 余   |              | 利 益 剩 余 金 |               |              | 株主資本<br>合 計 | 純資産<br>合 計 |
|           |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利<br>益剰余金  | 利益剰余金<br>合 計 |             |            |
|           |           |           |              |           | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |             |            |
| 当 期 首 残 高 | 625,000   | －         | －            | 15,107    | 2,768,723     | 2,783,831    | 3,408,831   | 3,408,831  |
| 当 期 変 動 額 |           |           |              |           |               |              |             |            |
| 新 株 の 発 行 | 2,840,720 | 2,840,720 | 2,840,720    |           |               |              | 5,681,440   | 5,681,440  |
| 剰余金の配当    |           |           |              | 7,470     | △82,179       | △74,709      | △74,709     | △74,709    |
| 当 期 純 利 益 |           |           |              |           | 884,727       | 884,727      | 884,727     | 884,727    |
| 当期変動額合計   | 2,840,720 | 2,840,720 | 2,840,720    | 7,470     | 802,547       | 810,018      | 6,491,458   | 6,491,458  |
| 当 期 末 残 高 | 3,465,720 | 2,840,720 | 2,840,720    | 22,578    | 3,571,271     | 3,593,850    | 9,900,290   | 9,900,290  |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

|           |             |
|-----------|-------------|
| 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法）  |
| 子会社株式     | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券   |             |
| 時価のないもの   | 移動平均法による原価法 |

#### (2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|              |        |
|--------------|--------|
| 建物           | 15～23年 |
| 建物附属設備及び器具備品 | 4～15年  |
| 機械及び装置       | 9年     |

無形固定資産

|        |         |
|--------|---------|
| ソフトウェア | 定額法（5年） |
|--------|---------|

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

定額法により3年間で償却しております。

#### (5) 消費税等の処理方法

税抜き方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 投資有価証券 | 442,806千円 |
| 定期預金   | 120,000千円 |
| 計      | 562,806千円 |

#### ② 担保に係る債務

子会社イーレックスニューエナジー株式会社の

|       |             |
|-------|-------------|
| 長期借入金 | 1,423,240千円 |
| 計     | 1,423,240千円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 44,034千円

### (3) 保証債務

下記の関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| イーレックスニューエナジー株式会社   | 2,446,640千円 |
| イーレックスニューエナジー佐伯株式会社 | 1,690,000千円 |
| 計                   | 4,136,640千円 |

### (4) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものは除く）

|          |           |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 37,098千円  |
| ② 短期金銭債務 | 295,324千円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 42,123千円

仕入高 3,439,010千円

営業取引以外の取引高 70,969千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

一株

## 5. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産          |           |
| 未払事業税           | 4,250千円   |
| 一括償却資産          | 1,102千円   |
| 決算賞与            | 8,165千円   |
| 投資有価証券評価損否認     | 6,233千円   |
| 役員退職慰労引当金       | 96,791千円  |
| 資産除去債務          | 2,161千円   |
| その他             | 78千円      |
| 繰延税金資産小計        | 118,783千円 |
| 評価性引当額          | －千円       |
| 繰延税金資産合計        | 118,783千円 |
| 繰延税金負債          |           |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △1,654千円  |
| 繰延税金負債合計        | △1,654千円  |
| 繰延税金資産（純額）      | 117,128千円 |

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の30.8%から28.9%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は7,829千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社

| 属 性   | 会 社 等 の 名 称                      | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係                               | 取引内容                         | 取引金額<br>(千円)<br>(注1) | 科 目              | 期 末 残 高<br>(千円) |
|-------|----------------------------------|---------------------|-----------------------------------------|------------------------------|----------------------|------------------|-----------------|
| 子 会 社 | イーレックス<br>ニューエナジー<br>株 式 会 社     | 所有<br>直接 100%       | 電力の購入<br>資金の援助<br>債務保証<br>業務受託<br>役員の兼任 | 電力の購入<br>(注2)                | 3,439,010            | 買 掛 金            | 294,613         |
|       |                                  |                     |                                         | 電力の売却<br>(注3)                | 42,123               | 売 掛 金            | 4,803           |
|       |                                  |                     |                                         | 役務の提供<br>(注4)                | 30,000               | —                | —               |
|       |                                  |                     |                                         | 債務の保証<br>及び担保の<br>提供<br>(注5) | 2,446,640            | —                | —               |
|       |                                  |                     |                                         | 資金の回収<br>(注6)                | 500,000              | —                | —               |
|       |                                  |                     |                                         | 資金の貸付<br>(注6)                | 1,000,000            | 関 係 会 社<br>長期貸付金 | 1,000,000       |
|       |                                  |                     |                                         | 利息の受取<br>(注6)                | 30,970               | 流 動 資 産<br>そ の 他 | 28,613          |
| 子 会 社 | イーレックス<br>ニューエナジー<br>佐 伯 株 式 会 社 | 所有<br>直接 69.96%     | 資金の援助<br>債務保証<br>業務受託<br>役員の兼任          | 役務の提供<br>(注4)                | 6,600                | —                | —               |
|       |                                  |                     |                                         | 債務の保証<br>(注7)                | 1,690,000            | —                | —               |
|       |                                  |                     |                                         | 資金の貸付<br>(注6)                | 700,000              | 関 係 会 社<br>長期貸付金 | 700,000         |
|       |                                  |                     |                                         | 利息の受取<br>(注6)                | 3,339                | 流 動 資 産<br>そ の 他 | 3,339           |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等は含めておりません。

(注2) 電力の購入については、「再生可能エネルギー特別措置法」で定められている買取価格及びイーレックスニューエナジー株式会社が発電に要した総原価を勘案して毎期交渉の上決定しております。

(注3) イーレックスニューエナジー株式会社に対する電力の売却については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(注4) 実発生費用に対して契約で定められた条件に基づき請求を行っております。

(注5) イーレックスニューエナジー株式会社の金融機関からの借入債務に対して債務保証を行っており、また当社が保有する投資有価証券及び定期預金を担保に供しております。当社はこれらに係る保証料及び担保料の支払は受けておりません。  
なお、取引金額には保証債務の期末残高を記載しております。

(注6) 資金の貸付については市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。

(注7) イーレックスニューエナジー佐伯株式会社の金融機関からの借入債務に対して債務保証を行っております。  
なお、取引金額には保証債務の期末残高を記載しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 726円31銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 85円63銭  |

(注) 当社は、平成26年9月3日付で1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。が、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

計算書類の記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

イーレックス株式会社

取締役会 御中

#### あらた監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      田   邊   晴   康   ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      塩   谷   岳   志   ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イーレックス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーレックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

イーレックス株式会社

取締役会 御中

#### あらた監査法人

|                        |           |           |
|------------------------|-----------|-----------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 田 邊 晴 康 ⑤ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 塩 谷 岳 志 ⑤ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イーレックス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、監査の方法及び監査業務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、取締役、内部監査担当部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本社及び子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2.監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3.後発事象

記載すべき重要な後発事象はないものと認めます。

平成27年5月15日

|            |       |
|------------|-------|
| イーレックス株式会社 | 監査役会  |
| 常勤監査役 菅 野  | 明 (印) |
| (社外監査役)    |       |
| 社外監査役 長 内  | 透 (印) |
| 社外監査役 山 田  | 真 (印) |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円      総額272,620,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 事業内容の明確化及び事業の拡大に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加並びに修正するものであります。
- (2) 当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第5条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を36,000,000株から54,524,000株に変更するものであります。
- (3) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第30条（取締役の責任免除）第2項及び第41条（監査役の責任免除）第2項を変更するものであります。なお、定款第30条第2項の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                          | 変 更 案                                             |
|----------------------------------|---------------------------------------------------|
| <b>第1章 総則</b>                    | <b>第1章 総則</b>                                     |
| 第1条                              | 第1条                                               |
| （条文省略）                           | （現行どおり）                                           |
| （目的）                             | （目的）                                              |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。         | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                          |
| （1）電気、ガス、石油、石炭、温暖化ガス排出権等の売買取引の媒介 | （1）電気、ガス、石油、石炭、 <u>バイオマス燃料</u> 、温暖化ガス排出権等の売買取引の媒介 |
| （2）電気、ガス、石油、石炭、温暖化ガス排出権等の売買取引    | （2）電気、ガス、石油、石炭、 <u>バイオマス燃料</u> 、温暖化ガス排出権等の売買取引    |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(3) デリバティブ取引の媒介</p> <p>(4) エネルギー及び気象情報のコンサルティング及び研究<br/>(新設)</p> <p><u>(5) 損害保険代理業</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)</u> 前各号に付帯関連する一切の<br/>業務</p> <p>(条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>36,000,000株</u>とする。</p> <p>(条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(条文省略)</p> | <p>(3) デリバティブ取引の媒介</p> <p>(4) エネルギー及び気象情報のコンサルティング及び研究</p> <p><u>(5) 電力販売システム、低圧課金システム及び電力監視システムの設計及び設置</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(6) 電気通信事業法に基づく電気通信事業</u></p> <p><u>(7)</u> 前各号に付帯関連する一切の<br/>業務</p> <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>54,524,000株</u>とする。</p> <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="176 175 512 202"><b>第5章 監査役および監査役会</b></p> <p data-bbox="146 243 258 270">(条文省略)</p> <p data-bbox="146 311 356 338">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="132 349 542 662">第41条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p data-bbox="183 703 542 1016">2 当会社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p data-bbox="146 1056 258 1084">(条文省略)</p> | <p data-bbox="608 175 944 202"><b>第5章 監査役および監査役会</b></p> <p data-bbox="577 243 712 270">(現行どおり)</p> <p data-bbox="577 311 787 338">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="563 349 973 662">第41条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p data-bbox="614 703 973 1016">2 当会社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p data-bbox="577 1056 712 1084">(現行どおり)</p> |

### 第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（いずれも社外監査役）に対し、当期の業績を勘案して、役員賞与総額41,000千円（社外取締役以外の取締役分31,250千円、社外取締役分5,400千円、監査役分4,350千円）を支給したいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する具体的金額、支給の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：トラストシティ カンファレンス・京橋  
東京都中央区京橋2-1-3 京橋トラストタワー4F  
TEL 03-5221-8079



- 交通
- ・JR東京駅八重洲南口より徒歩4分
  - ・東京メトロ銀座線 京橋駅 7番出口より徒歩1分
  - ・東京メトロ銀座線・東西線／都営浅草線 日本橋駅 B3出口より 徒歩5分
  - ・都営浅草線宝町駅 A5出口より徒歩4分
  - ・東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅 7番出口より徒歩5分

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。